

令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この実施要領は、令和5年度千曲市立地適正化計画改定業務（以下「本業務」という。）を施行するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託

(2) 業務箇所

千曲市全域

(3) 事業期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 提案上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 参加表明書提出期限までに「令和4・5年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査申請書」を提出し、「大分類 その他の業務／中分類 調査業務」及び「大分類 その他の業務／中分類 行政計画策定」の業種において登録がある者で、長野県内の本社または支社、営業所等で登録があること。
- (6) 建設コンサルタント登録（建設部門：都市及び地方計画）を有していること。

(7) 過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、長野県内の千曲川の沿岸の地方公共団体発注の同種業務の元請として、業務完了または業務遂行中の実績または事実を有する者であること。

なお、本業務における同種業務とは、次のとおりとする。

【同種業務】

- ・ 防災指針の策定を含む、立地適正化計画策定業務又は改定業務
- ・ 上記の業務実施を目的として行う基礎調査等の業務

(8) 千曲市内で行うプレゼンテーションに参加できる者

(9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と3か月以上正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、長野県内の千曲川の沿岸の地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

イ 照査技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 過去2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）において、長野県内の千曲川の沿岸の地方公共団体発注の同種業務のいずれかの業務完了または業務遂行中の実績または事実を有すること。

(ウ) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主となる担当技術者

(ア) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくは RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

(イ) 担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

4 選定スケジュール（予定）

No.	内 容	期日・期間	備 考
1	募集開始（プロポーザル公告）	令和5年7月21日	市HPに掲載
2	参加表明に関する 質問受付期間	令和5年7月21日から 令和5年7月25日午後5時15分まで	電子メールにて
3	参加表明に関する質問回答	令和5年7月27日までに回答	市HPに掲載
4	参加表明書の提出期間	令和5年7月28日から 令和5年7月31日午後5時15分まで	
5	参加表明書審査及び事前審査	令和5年8月2日 ※予定	結果は 電子メール
6	企画提案に関する 質問受付期間	令和5年8月3日から 令和5年8月7日午後5時15分まで	電子メールにて
7	企画提案に関する質問回答	令和5年8月9日までに回答	市HPに掲載
8	企画提案書等の提出期間	令和5年8月10日から 令和5年8月18日午後5時15分まで	
9	プレゼンテーション・審査会	令和5年8月25日 ※予定	
10	選定結果通知	令和5年8月28日 ※予定	
11	契約日	令和5年9月上旬頃	

5 提出書類及び提出部数

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、提出資料の様式は、千曲市のホームページからダウンロードすること。

No.	提出書類（A4版とする）	様式	部数
1	参加表明書	様式第1号	2部
2	会社概要書	様式第2号	2部
3	同種業務実績調書 ※同種業務であれば、参加資格要件に該当しない業務の記載も可	様式第3号	2部
4	業務実施体制調書 ※業務の実績については、同種業務であれば、参加資格要件に該当しない業務の記載も可 ※参加資格要件に該当しない技術者の記載はしないこと	様式第4号	2部

5	添付資料 様式第2号の3の登録を証明するものの写し 様式第3号の実績を証明する契約書及び仕様書の写し 様式第4号の技術者の資格証明書の写し	原本の写し	各2部
6	企画提案書	様式第5号	10部
7	提案書 業務全体の実施方針について	任意	10部
8	提案書 評価テーマ1：現状の立地適正化計画の主な改訂点について	任意	10部
9	提案書 評価テーマ2：千曲市の防災状況等を踏まえた上での本計画で検討すべき内容について	任意	10部
10	提案書 評価テーマ3：立地適正化計画と関連する都市計画のあり方について	任意	10部
11	業務工程表	任意	10部
12	見積書・見積内訳書	任意	10部
13	質問書	様式第6号	メール

※書類は原則としてA4版としてください。

※提案書の作成については、「令和4年度千曲市立地適正化計画改定に係る基礎調査等業務委託」の結果を基に提案すること

6 募集要領等の公表方法

千曲市ホームページに掲載する。

7 参加に係る書類等の提出

(1) 提出書類 「5 提出書類及び提出部数」のNo.1～5

(2) 提出部数 正本1部 副本1部 (副本は複写でも可)

※参加表明書はA4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所のホッチキス留めとする

(3) 提出先 千曲市役所 都市計画課 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

(4) 提出方法 直接持参する。

(5) 提出期間 「4 選定スケジュール(予定)」のとおり

8 企画提案書等作成要領

- (1) 企画提案書等（「5 提出書類及び提出部数」の内、No.6～12）は、A4ファイル1冊に綴じ込み又は左側2箇所の手付けキス留めとし、表紙・添付資料含めA4用紙11ページ以内でまとめ、各ページにページ番号を入れること。なお、評価テーマ1～3のページ数については、それぞれA4用紙1ページまでとする。A3判の折込みは可とするがA4用紙2ページとして換算すること。フォントは10.5ポイント以上の明朝体またはゴシック体の使用とすること。提出部数は10部。企業名は企画提案書（様式第5号）だけとし、それ以外には記載しないこと。企画提案書（様式第5号）以外の書類、資料等に社名がある場合は、黒塗り等で削除すること。
- (2) 本プロポーザルは、提案者の考え方・構想を問うものであり、文書等は簡潔・明瞭に記述すること。

9 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出書類 「5 提出書類及び提出部数」のNo.6～12
- (2) 提出部数 正本1部 副本9部（副本は複写でも可）
- (3) 提出先 千曲市役所 建設部 都市計画課
- (4) 提出方法 直接持参する。
- (5) 提出期間 「4 選定スケジュール（予定）」のとおり

10 質疑回答

- (1) 質問等ある場合は、質問書（様式第6号）によりメールで都市計画課へ提出する。それぞれの質問受付期間、回答期日は「4 選定スケジュール（予定）」のとおり。
- (2) 質問事項及びその回答は千曲市ホームページに掲載する。
- (3) 提出先
都市計画課 メール：tosikei@city.chikuma.lg.jp

11 事前審査

- (1) 参加者が3社を超えた場合に、事務局にて事前審査を行いプレゼンテーション・審査会の審査対象者として3社程度を選定する。なお、事前審査は参加者が3社以下の場合はない。
- (2) 事前審査は「5 提出書類及び提出部数」のNo.2～4を用いて実施する。
- (3) 別紙事前審査評価表により審査することとし、同点となった場合は同種業務の実績の点数により順位を決定する。なお、評価得点はプレゼンテーション・審査会の審査へ持ち越さないこととする。
- (4) 事前審査の結果は実施した場合のみ、参加表明書審査と合わせて電子メールにて通知する。

12 プレゼンテーション・審査会

(1) 審査委員会

選定に係る審査は、審査委員会を設置し行う。

(2) 審査方法

企画提案書等の内容・プレゼンテーションにより、本業務に対する履行能力や設計担当者の能力等を審査し、候補者を決定します。なお、詳細は別紙「令和5年度 千曲市立地適正化計画改定業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

(3) その他

プレゼンテーション・審査会の日時については、後日提案書提出者にメールで通知します。審査内容や選定結果に関する問い合わせ等は一切受け付けないものとする。

13 参加資格の失格等

以下のことについて該当する場合は、本プロポーザルより除外するものとする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限を順守しないもの。

(2) 審査結果に影響を与えるような工作等、不正な行為や外部圧力行為を行った者。

(3) 提出する企画提案書等は、提出前・提出後に委託者の許可なしに第三者へ閲覧等してはならない。それらが判明した場合はその提案者を失格とする。

(4) 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他、審査委員会が不相当と認めるもの。

14 その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等はプロポーザル及び審査委員会以外で提出者に無断で使用しないものとする。ただし、選考の公平性・透明性・客観性を期するために複写等を使用することができるものとする。

(3) 提出期限後における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提案書等に記載した配置予定の技術者は、死亡等真にやむを得ないと認められる以外に変更することはできないものとする。

(5) 本プロポーザルにおける提案は、基本的な考え方や業務への取組等に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選定するために求めるものである。企画提案は、業者選定を行う上での資料であり、業務にあたって提案内容を拘束するものではない。

15 主催者及び事務局

(1) 主催者 千曲市

(2) 事務局 千曲市役所 建設部 都市計画課 担当 瀧澤

住所：〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

電話：026-273-1111 FAX：026-273-1517

E-Mail：tosikei@city.chikuma.lg.jp